剣道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟
群馬県剣道連盟

１．申込対象者

(1) 剣道六段受有者で、受有後 1 年以上を経過（令和 5 年 5 月 31 日以前に取得）した者。

(2) 剣道五段受有者で、受有後 10 年以上を経過（平成 26 年 5 月 31 日以前に取得）し、かつ、年齢 60 歳以上の者（称号・段級位審査規則第 11 条 2 項による特例)。

２．申込方法

(1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。

(2) 年齢基準は審査当日（5 月 6 日）とする。

３．都道府県剣道連盟の推薦

(1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

① 課題　平成 19 年 3 月 14 日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。

＊参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）

② 字数　400 字以上 800 字以内。

③ 用紙　400 字詰め原稿用紙（市販の B4 縦書き）用紙 1～4 行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5 行目 2 段目より書くこと。**必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。**2 枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）

④ 提出　封筒長 3（長さが 23.5cm ・幅が 12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを申請書と一緒に**各加盟支部へ提出**すること。

＊再受審者についても上記課題の小論文提出といたします。

(2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が規則第 10 条第 1 号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第 11 条第 2 項の特例による推薦は特に厳選のこと。

(3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて下記あてに送付する。

〒371-0047　前橋市関根町 3-27-12　TEL/FAX　027-235-0870
群馬県剣道連盟

４．申込締切　令和 6 年 3 月 4 日（月）

５．群馬県剣道連盟推薦要件

受審者は、3 月 23 日（土）24 日（日）に実施する剣道講習会および審査会の参加を必須とします。

６．審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

７．審査会期日　令和６年５月６日（月・休）

８．審査料

各支部事務局は、推薦と同時に全剣連審査料（含む消費税）１名につき、25,000 円（講習会費含む）を群馬県剣道連盟口座に一括して振込むこと。

９．合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和６年６月号および全剣連ホームページに合格者の氏名を掲載する。

10．個人情報保護法への対応

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。